

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	森林政策課	整理番号	1-4
許認可等の種類	森林経営計画の変更の認定			
根拠法令条例等・条項	森林法 第12条第3項			
許認可等の概要	<p>法第11条第5項の認定を受けた森林所有者等(以下「認定森林所有者等」という。)は、法第12条に掲げる場合に、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長(2以上の市町村にわたる場合には都道府県知事。以下同じ)にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。</p> <p>認定森林所有者等は、法第12条第1項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。</p> <p>法第12条の規定による認定の請求については、法第11条第4項から第6項までの規定を準用する。</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 法第11条第5項及び森林経営計画制度運営要領 I-2のとおり</p> <p>「森林法第11条第5項」</p> <ol style="list-style-type: none"> 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。 等 <p>「森林経営計画制度運営要領 I-2」</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定請求の資格等 <ul style="list-style-type: none"> (ア)認定請求者の資格 (イ)森林経営計画の対象とする森林の要件等 (ウ)森林の経営に関する長期の方針の扱い (エ)森林経営計画の記載事項 (オ)森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面の扱い (カ)森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面の扱い 認定基準等 <ul style="list-style-type: none"> (ア)規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準 (イ)法第11条第5項第3号に規定する要件 (ウ)法第11条第5項第4号に規定する要件 等 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	森林法施行規則第42条			